

世田谷区告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和8年4月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

54-7

2 変更の区間

世田谷区若林四丁目260番15から260番16まで

3 変更の区域

延長 6.34メートル

幅員 0.93メートルから1.02メートルまで

面積 6.31平方メートル

案内図

—— 特別区道路線の区域編入部分（区域決定）

街区 若林四丁目 2 3 番

